

樹木等維持管理業務委託 共通仕様書

1 植物管理の目的

(1) 植物管理の特質

植物管理は、剪定・病虫害防除・施肥・灌水等を通じ、植物の健全かつ均整のとれた生育を促し、植栽目標に近づける「育成管理」を基本とする。この点において、当初の機能・性能・価値を維持する「施設の維持管理」とは性格が異なることに留意すること。

(2) 植栽目標

植栽の目標形は樹種・植栽場所など条件により様々であり、目標形を監督職員と協議し、確認した上で適切な管理を行わなければならない。

2 適用範囲

- (1) 樹木等維持管理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市が発注する公園、緑地、施設および街路樹その他樹木等維持管理業務に係わる委託契約書（以下「契約書」という。）の内容について、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書および設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 特記仕様書、数量表および共通仕様書の間に相違がある場合、受託者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- (4) 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督職員の指示がない限り業務を継続しなければならない。但し、契約書に定める作業の変更、中止を行う場合は、この限りではない。

3 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、市川市をいう。
- (2) 「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人または会社その他の法人をいう。
- (3) 「検査職員」とは、業務の完了の検査にあたって、委託者が検査を行う者として定めた者をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
- (5) 「仕様書」とは、共通仕様書および特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (6) 「共通仕様書」とは、当該業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (7) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
- (8) 「協力者」とは、受託者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (9) 「監督職員」とは、契約の履行についての受託者に対する指示、承諾または協議を行

う権限を有する者をいう。

4 業務担当に関する事項

4-1 業務責任者の適正な配置

- (1) 受託者は、その受託した業務の適正な作業を確保するため、当該作業現場に業務責任者を配置し、受託業務の管理および統括を行わなければならない。
- (2) 業務責任者は、当該受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に当該作業現場においてその職務に従事するものとする。
- (3) 業務責任者は、市民からの問い合わせや要望があった時は真摯に対応すること。また、受託業務外の内容についてはその内容を監督職員に連絡すること。

4-2 再委託

- (1) 受託者は、その受託した業務を一括して他人に行わせてはならない。
- (2) 受託者は、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合に限り、当該業務の一部を再委託することができる。この場合において、受託者は、不必要な再委託を行ってはならない。
- (3) 受託者は再委託に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たされなければならない。
 - ア) 受託者が再委託業務について「業務計画の作成」、「工程管理」、「出来形・品質管理」、「完了検査」、「安全管理」、「協力者への指導監督」等について主体的な役割を現場で果たすこと。
 - イ) 協力者が市川市の入札参加業者適格者名簿に登録された者である場合には、競争参加資格停止期間中でないこと。
 - ウ) 協力者は、再委託する業務の履行能力を有すること。

5 提出書類及び納品図書など

5-1 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内かつ、業務開始までに計画工程表、作業方法、安全管理その他次の各号に掲げる事項を盛り込んだ業務計画書を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得ること。尚、監督職員に不備を指摘された場合はただちに修正を行い、監督職員の承諾を得てから、業務に取り掛かること。
 - ア) 業務概要
 - イ) 計画工程表
 - ウ) 現場組織表（業務責任者、作業員名簿、業務に必要な資格の控え、施工体制台帳等）
 - エ) 使用機材、車両（車検証の控え等）
 - オ) 主要材料（MSDS等）
 - カ) 作業方法
 - キ) 施工管理計画（出来形管理、品質管理、写真管理等）
 - ク) 安全管理（安全訓練等の実施）
 - ケ) 緊急時の連絡体制（休日の連絡先、救急病院への案内図等）

- コ) 交通管理(作業帯図、交通規制帯図等)
 - サ) 環境対策
 - シ) 現場作業環境の整備
 - ス) その他当該業務に必要と認める事項
- (2) 受託者は業務計画書を遵守し、受託業務にあたらなければならない。

5-2 作業写真

- (1) 受託者は、千葉県写真管理基準に則って写真管理を行うこと。尚、夜間撮影においては高感度(ISO400以上)カメラにて撮影し、作業内容が分かるようにすること。
- (2) 受託者は、前項の作業写真について日々整理を行い監督職員から請求があった場合に、ただちに提示しなければならない。

5-3 納品図書

- (1) 受託者は、業務が完了したときは、納品図書として次に掲げる書類および完了届を委託期間満了日までに提出し、検査を受けなければならない。
- ア) 出来高数量表(平面図、求積図等出来高の分かるものを添付すること)
 - イ) 実施工程表(計画工程表と比較できるもの)
 - ウ) 打ち合わせ記録簿(Eメール・口頭協議・指示も記録簿に残すこと)
 - エ) 作業報告書(作業内容、日時、天候、作業人数、使用機械、氏名等の分かるもの)
 - オ) 各種伝票の写し(主要材料、発生材等)および集計表
 - カ) 作業写真(作業前、作業後、作業中がはっきりとわかるもの。尚、写真に日付を写しこむこと)
 - キ) 安全教育等記録の写し
 - ク) 農薬使用記録簿の写し
 - ケ) その他当該業務に必要と認めた書類

6 業務上の注意事項

6-1 業務の協議・連絡

- (1) 監督職員との協議・記録
- ア) 受託者は業務着手にあたり監督職員と良く話し合い、剪定の目的・目標・留意事項などを良く理解したうえで、作業計画を作成し、各々の作業を適切に行うこと。
 - イ) 協議した内容は、必ず打合せ記録簿に残すこと。特に、業務上の重要点や施行原則を変更する場合などは丁寧に記載すること。
- (2) 受託者は作業実施にあたり、週間予定表および実施報告書を週初めまでに監督職員に提出すること。
- (3) 受託者は週間予定表に則って作業を行い、予定の変更がある場合は事前に監督職員に連絡すること。
- (4) 作業中、以下のような問題・異常を発見した場合には監督職員に報告し、対応策を協議すること。
- ・人、車等の通行箇所において、安全性に問題が生じる可能性がある場合(倒木、枝

折れ等)

- ・樹木、草本の異常（病虫害など）を発見した場合
- ・そのほか、樹木以外の異常（防犯・防災に関する異常など）を発見した場合。

6-2 土地への立入り

受託者は、当該業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立入る場合は、監督職員および関係者と十分な協議を行い、業務を円滑に履行するよう努めなければならない。尚、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員へ報告し、指示を受けなければならない。

6-3 業務上の配慮事項

- (1) 受託者は、業務従事者の服装や行動について、施行場所の利用者および近隣住民に不快感を与えないように配慮するとともに、業務の実施にあたり、事前に近隣住民や利用者等に案内等の周知を図るものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に際しては、適切な環境対策を実施し、円滑な業務遂行に努めなければならない。

6-4 緊急時の連絡体制

受託者は、災害等が発生した場合および発生が予測される場合は、臨機の対応がとれるよう緊急時の連絡体制に基づいて、被害を最小限に食い止めるものとする。

6-5 廃棄物の処理

- (1) 業務で生じるによる発生材(剪定・刈込の枝葉、刈り取った草など)については一般廃棄物とし、適切に処理した旨を示した伝票を提出しなければならない。
但し、特記事項のあるもの(草刈・芝刈における「刈りっぱなし、集草まで、運搬まで」など)はこの限りではない。
- (2) 業務で生じる発生材以外の塵芥については1箇所収集・分別し、その処理については監督職員と協議すること。

7 業務上の義務・責務

7-1 安全等の確保

- (1) 受託者は業務の実施にあたり、作業着手前までに関連作業員を集めて適切な時間をかけて新規入場者教育および、当該業務に必要な安全衛生教育を行うこと。また、業務途中で新たに加わる作業員についても同様に新規入場者教育および安全衛生教育を行うこと。
- (2) 受託者は作業開始前に作業員全員を集めて、当日の作業内容による安全教育(KYK)等注意点を確認してから作業を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の実施に際して適切な作業帯・交通規制帯の設置および交通誘導員を配置し、作業員の安全確保と共に付近住民、通行人および通行車両等第三者の安全確保に努めること。

- (4) 受託者は、業務の実施に際しては、労働安全衛生法その他関係法令に基づく措置を講じておくこと。
- (5) 受託者は、業務実施中の安全管理について、適時巡視を行って指導および監督に努めること。
- (6) 上記の安全教育等に関してはすべて記録に残し（日時、内容、参加者、状況写真等）、写しを納品図書と合わせて提出すること。

7-2 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

7-3 法令順守等

- (1) 本仕様書に定めのない業務上必要な軽易な事項については、関係法令等を遵守し、受託者の責任において処理するものとする。
- (2) 受託者は、その使用人とは適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 道路上の作業になる場合は、作業に先立ち「道路使用許可証」を取得し許可条件を遵守すること。

8 損害賠償等

- (1) 受託者は、当該業務の実施に伴って受託者の責に帰すべき理由により第三者に損害を及ぼしたときは損害を賠償しなければならない。
- (2) 業務実施中に事故が起こったときは、ただちに関係機関に通報するとともに、受託者は自らの責任において処理するものとする。
- (3) 前項の場合において、受託者は、事故の経緯について、事故発生後ただちに監督職員に口頭連絡し、その後速やかに書面をもって経過報告すること。

9 その他

- (1) 委託者は受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は委託者より改善を求められた場合は原因追求を行って業務の改善を図り、原因・改善方法について委託者に改善報告書を提出し、承諾を得てから業務の再開をしなければならない。
- (3) 受託者は、委託者からの指示に対しては、迅速な処理を行うとともに、早急に結果を報告するものとする。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項については、千葉県土木工事共通仕様書「植栽・緑地管理編」を参考に監督職員と協議し、決定するものとする。

市川市霊園外縁部高木伐採等業務委託 特記仕様書

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 市川市霊園外縁部高木伐採等業務委託
- 2 業務目的 本業務は、市川市霊園外縁部において、擁壁上の樹木伐採・枝打ち剪定・下草刈を行うことで、景観の維持と利用者及び来園者の安全や利便を図ることを目的とする。
- 3 委託場所 市川市大野町4丁目2481番地 市川市霊園
- 4 委託期間 令和7年12月10日～令和8年2月28日
- 5 業務内容
 - ①実施場所・・・市川市霊園内外縁部の擁壁上から道路に越境している樹木の伐採・枝打ち剪定・下草刈となります。：別紙1（案内図）参照
 - ・業務対象の道路の長さは400m
 - ②想定数量・・・別紙2（数量表）参照
 - ③作業内容
 - ・伐採（支障木処理）の範囲：（擁壁天端後端から3m以内に幹がある木）
 - ・枝打ち剪定（支障枝処理）する枝：擁壁天端のラインを越境した枝。
（図のように、枝分かれした根本から剪定すること）
 - ・下草刈：（擁壁天端後端から3m以内を下草刈すること。）

伐採・枝打ち・下草刈剪定参考図

擁壁の高さ約 2 m

擁壁天端より
3m範囲の伐採、下草刈

This diagram illustrates the recommended cutting and maintenance area for vegetation near a retaining wall. It shows a cross-section of a retaining wall with a height of approximately 2 meters. A dashed vertical line indicates the cutting zone, which extends 3 meters from the top of the wall. The diagram shows various types of vegetation, including trees and shrubs, and indicates that they should be cut or removed within this 3-meter zone. A small square symbol is placed on the ground line near the wall base.

· 實施環境

該当範囲周辺につきましては、斎場への道路（一方通行）に隣接した擁壁上（高さ約2mのためクレーン車などの重機を近づけ伐採・剪定を行う箇所となります。）にある箇所となります。

- ・伐採対象の樹木や剪定対象の樹木は、擁壁上から道路への越境部分とする。それ以外の樹木等で作業が必要となった際には、委託者と受託者の協議のうえ決定すること。
- ・作業日……・一方通行の道路のため、原則として作業日は友引の日など斎場の休館日に合わせて調整するが、休館日以外での作業も可能であるため、日程については、委託者との協議をもって検討していく。
 - ・作業は、土曜日、日曜日、祝祭日の期間は行わないこと。
- ・作業時には、通行止めを行う交通誘導員を配置するなど、十分安全に配慮すること。

- 実施場所
 - ・実施箇所：別紙 1（案内図）

6 業務担当に関する事項

業務責任者の資格

- ・業務責任者は、「1 級又は 2 級造園施工管理技士」とする。

7 実施方法

＜共通事項＞

- ア) 資格者の配置……作業中は「1 級又は 2 級造園技能士」を配置し、適切な指導管理の下作業を行うこと。
- イ) 協議と記録
 - ・樹木剪定着手にあたり、受託者は監督職員と良く話し合い、剪定の目的・目標・留意事項などを良く理解したうえで、各々の作業を適切に行うこと。
 - ・協議した内容は、必ず打合せ記録簿に残すこと。特に施行原則（Ex. ぶつ切り、芯止めの禁止）を変更する場合や業務上の重要点は丁寧に記載すること。
- ウ) 剪定方法
 - ・それぞれの樹種、樹形に応じて、最も適切な方法（枝すかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝おろし等）によって行うこと。
 - ・枝下しについては、樹木や根の生育状況を良好に保つように、日当たりや風通しがよくなるように剪定を行うもの。倒木や枯枝の落下等を予防するため、危険があるものについては、太い枝から切り落とす剪定等を現場監督と協議のもと実施すること。
- エ) 見本切り
 - ・作業の始めには見本切りを行い、監督職員の承諾を得てから作業を行うこと。実施場所が複数ある場合は、監督職員と協議する。
 - 又、剪定時期が異なるときは、改めて見本切りを行うこと。
- オ) 剪定作業上の留意事項
 - ・ぶつ切りは原則として行わない。やむを得ずぶつ切りを行う場合には監督職員と十分に協議を行うこと。
 - ・太枝については二段伐りを行うこと。必要に応じて、吊り切りなどの安全対策を施すこと。
 - ・樹形に応じて芯止めが必要な場合は、監督職員と協議して決定すること。
 - ・桜については直径 2 cm 以上、その他の樹木についても直径 5 cm 以上の切り口については、癒合剤を塗り樹木の養生を行うこと。
- カ) 敷地境界の離隔、安全性などの確保のため、以下を原則とする。
 - ・官民境界沿いの樹木については民地に越境しない様に、官民境界から 1m 以上離して剪定すること。
 - ・道路沿いの樹木については、車道上 4.5m、歩道上 2.5m の建築限界を守ること。

- 但し、樹高が低い場合は監督職員との協議を行って、剪定量を決定すること。
- ・ 広場など人の立ち入りができる場所は、地盤面から 2m 以下の下枝を切り戻し、通行に支障を生じないようにすること。
 - ・ 遊器具の安全領域内に侵入している枝は、根元より除去すること。
 - ・ 交通への視覚障害（視距、信号機・標識の視認）、死角の要因となる枝葉は除去し、見通しを確保する。
- キ) 作業中、以下のような問題を発見した場合には監督職員に報告し、対応策を協議すること。
- ・ 人、車等の通行箇所において、倒木・枝折れなど安全性に問題が生じる可能性がある場合
 - ・ 病虫害を発見した場合
- ク) 作業にあたっては、以下のような配慮を行い安全確保に努めること。
- ・ 作業にあたっては人、車等の通行場所の安全確保を確実に行って事故を防ぐこと。
 - ・ 高所での作業は、墜落制止用器具の着用を必ず行うなど安全対策を十分に行うこと。
- ケ) 原則として、極寒時は暖地性樹木の剪定は避けること
- コ) 原則として、ゴミは監督職員に指定された箇所に収集・集積する。
粗大ごみなどを発見した場合は、監督職員に報告すること。

○ 伐採（支障木処理）

（共通事項）

- ア) 支障木処理の目的……支障木（枯れ木、半枯れ等倒木の恐れがあるもの、ベッコウタケなどに侵された木、棘や葉先で怪我をする恐れのあるもの及び実生木（シユロ・ビワ等）及び、景観上、樹木管理上もしくは利用上、不必要な樹木）を伐採・抜根等の処置を行うことで事故・災害を未然に防ぎ、安全を確保するとともに、景観性の向上、樹林環境の適正化を図ることを目的とする。
- イ) 資格者の配置……作業にあたりチェーンソーを使用する場合には「チェーンソー作業員」又は「伐木作業員」を配置して、安全かつ適切に作業を行うこと。

・ 伐採（支障木処理）

- ア) 受託者は他作業（草刈、刈込等）時に支障木を発見した場合は、直ちに監督職員に報告し、対応について協議し決定すること。尚、松の枯木についてはマツノザイセンチュウの可能性があるため、必ず監督職員に報告すること。
- イ) 伐採にあたっては、伐採する樹木の樹形、傾き、周辺樹木、施設等に配慮して伐倒方向を決め、ロープ、チルホール等を使用し、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意すること。
- ウ) 伐採する樹木の切り株は、地際より処理し周囲と段差を生じないようにすること。
- エ) 枯木以外の伐採木については切り株より新芽が芽吹かないように、切断面の形成層に除草剤を塗布して、根まで枯らすようにすること。尚、除草剤は土壌への安全性が高い液体アミノ酸系（農薬登録品）を使用すること。

オ) マツノザイセンチュウによって枯死した松については、地面にシート等の養生を行ってチェーンソー等による切屑が残らないようにし、発生材については焼却処分とすること。

○ 枝打ち剪定（支障枝剪定）

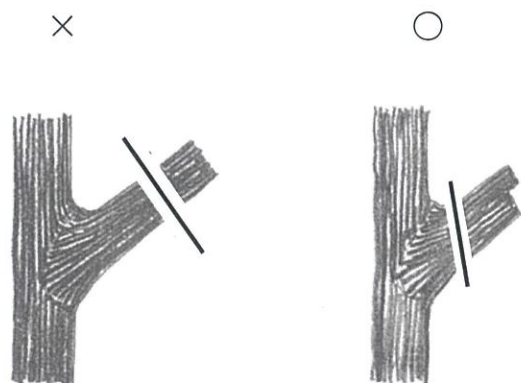
ア) 対象は、民地に越境している枝、枯れ枝等とし、図【大枝の剪定】を参考に、必ず枝分かれした根本から剪定すること。尚、剪定した箇所については、その後 1 年間程度支障とならないようにすること。

イ) 原則として支障枝は 1 本の樹木に対し、3 枝までを目安とする

<剪定 参考図>

【ぶつ切りの禁止】

枝の途中でぶつ切りするのではなく、枝の分岐部の根元（ブランチカラー（枝の襟））を傷つけない位置）で剪定すること

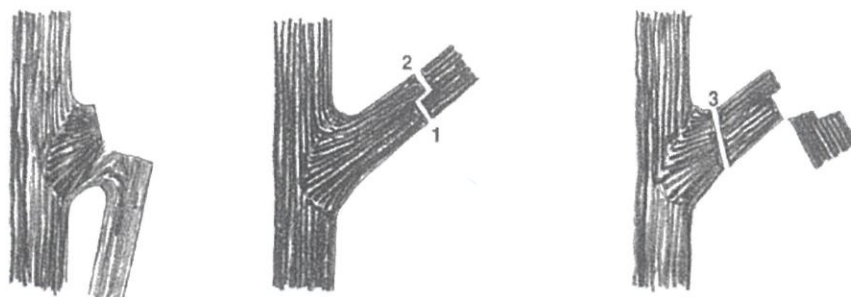


【太枝の剪定】

一度に大枝を切ると、枝の重さでつけ根から裂ける

1 に切り込みを入れて枝の裂けを防ぎ、2 にノコギリを入れ、枝先を切り落とす

「枝の襟（ブランチカラー）」を傷つけない位置 3 で軽くなった残りの枝を切り落とす



出典：『街路樹』

出典：（一社）日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 26 p 図 2-8

○ 下草刈

- ・ササ・低木・つる・雑草などは、地際 5 cmの高さで刈りこむこと。

8 添付資料

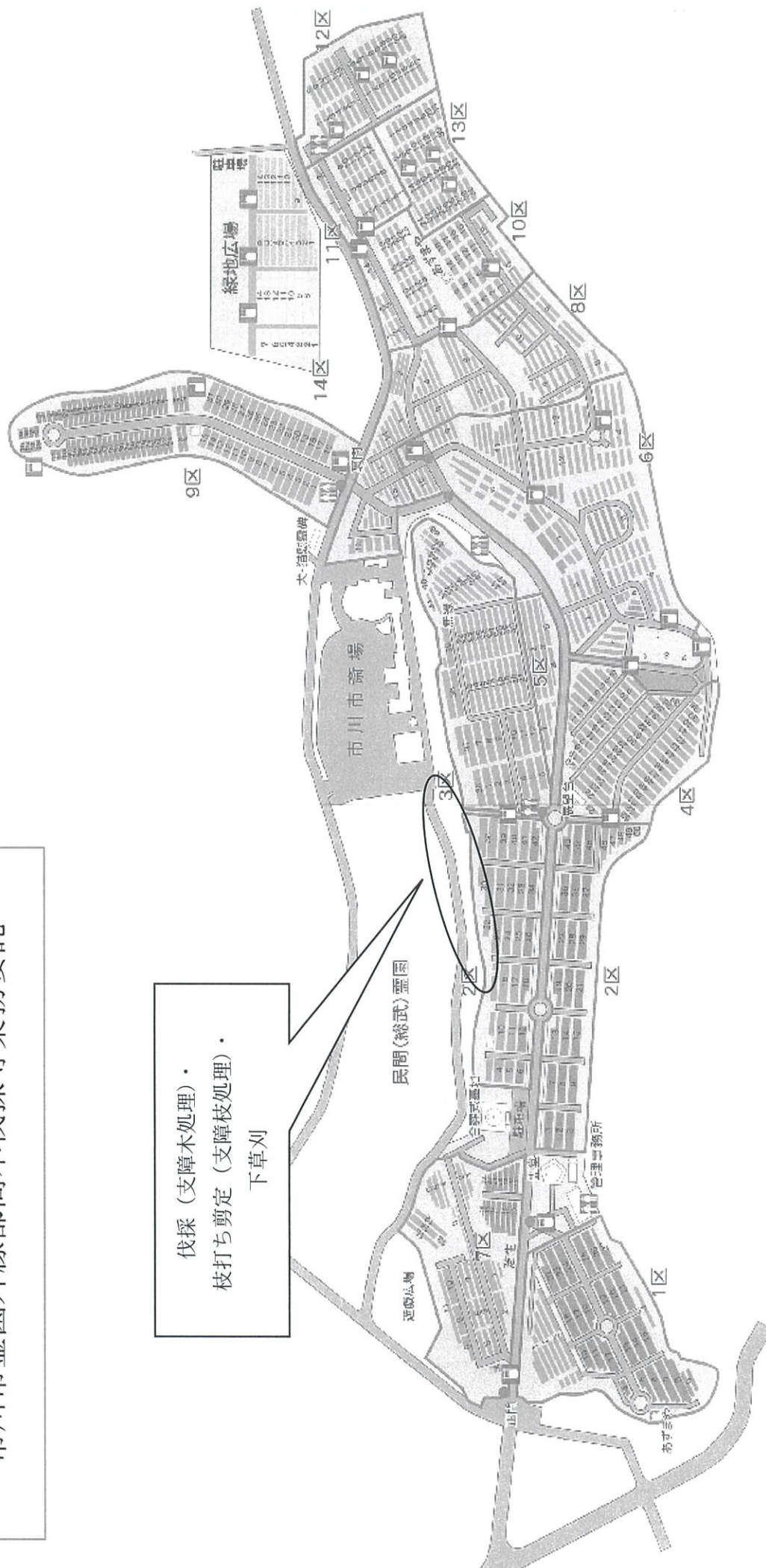
- ・案内図 . . . 別紙 1
- ・想定数表 . . . 別紙 2

9 その他

- ア) 受託者は、剪定枝葉等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。
- イ) 委託期間中の不適切な管理（草刈時・灌水不足等）により樹木が枯損した場合は、受託者の負担で同等樹木の補植を行うこと。
- ウ) 交通誘導員の配置にあたっては、委託者・受託者の協議のうえ決定すること。

市川市霊園外縁部高木伐採等業務委託

別紙 1



想定数量表

件名 市川市霊園外縁部高木伐採等業務委託

施工場所 市川市大野町4丁目2481番地

名称	摘要	想定数量	単位
樹木剪定			
高木剪定	C=30cm未満	20	本
高木剪定	C=30～59cm	40	本
高木剪定	C=60～89cm	60	本
高木剪定	C=90～119cm	60	本
高木剪定	C=120～149cm	40	本
高木剪定	C=150～179cm	20	本
高木剪定	C=180～209cm	10	本
高木剪定	C=210～239cm	6	本
高木剪定	C=240～269cm	1	本
高木剪定	C=270cm以上	1	本
樹木伐採			
高木伐採	C=20cm未満	60	本
高木伐採	C=20～29cm	40	本
高木伐採（吊切）	C=30～59cm	20	本
高木伐採（吊切）	C=60～89cm	10	本
高木伐採（吊切）	C=90～119cm	6	本
高木伐採（吊切）	C=120～149cm	2	本
高木伐採（吊切）	C=150～199cm	1	本
高木伐採（吊切）	C=C=200cm以上	1	本
草刈			
下草刈り		1200	m ²

※各単価については、高所作業車・ラフタークレーン・交通誘導警備員（2人×7日間を想定）・運搬費・処分費等の諸経費を含むものとして計上。

※剪定数量は、枝打ち本数ではなく、樹木本数にて計上。